

規制改革推進会議（第8回）終了後記者会見 議事概要

1. 日時：平成28年12月22日（木）11:35～11:48

2. 場所：合同庁舎4号館12階1203会議室

3. 出席者：

（委員）大田弘子

4. 議事概要：

○司会 それでは、本日の第8回規制改革推進会議本会議につきまして、大田議長から記者会見をさせていただきます。

お願いいたします。

○大田議長 こんにちは。

第8回規制改革推進会議が終わりました。きょうのテーマは3つです。民泊サービスの検討状況について観光庁、厚生労働省に伺いました。それから規制改革ホットラインについて、3番目が公開ディスカッションのテーマです。

まず民泊法案ですが、お手元の資料をご覧ください。現在、観光庁としては、通常国会に法案を提出すべく調整を行っているということですが、今残されている大きな論点が3つあるということです。1つは、この資料にありますように、年間提供日数の制限の設定です。これに関して、資料の右側にありますように、年間180日、あるいは180日よりもっと下にすべきという意見もある。2つ目の論点が、180日なり何なりが決まったときの定義をどうすべきか。この意見については、実際に宿泊した日数にするのか、実際の宿泊の有無に限らず、当初の届け出による予約可能日とするのか、あるいは連続した日とすべきという意見もあると。規制改革推進会議としては、180日で、泊まった実績の日数とすべきであるという意見が前回の会議でも出ております。

もう一枚おめくりいただいて、3ページ、「日数制限にかかる地域の実情の反映」。これは、「民泊サービスのあり方に関する検討会最終報告」では「地域の実情に配慮することも必要である」という一文が書かれております。これを受けて、180日以下で設定される年間提供日数の上限の範囲内で、条例でさらに制限できるようにすべきという意見と、すべきではないという意見があります。自治体からは、地域の実情に応じた条例による運用を認める法制度の構築をすべきといった意見があります。規制改革推進会議としては、地域の実情の反映は、最小限にすべきだという意見です。

観光庁としましては、まだ意見の調整の過程にありますけれども、法律の趣旨が民泊を推進するということですから、これに沿って調整をしていきたいと。地域の実情についても、条例制定権に配慮せねばなりません、必要最小限にしていきたいと。生活環境の保護など、最小限にしていきたいということです。生活環境の保護というのはあっても、需

給調整という目的での条例を認めるつもりはないということも言うておられました。

規制改革推進会議からは、この3点についていろいろな意見が出されまして、それをまとめる形で民泊新法に対して、規制改革推進会議として3点を要請いたしました。まず第1点は、180日を上限日数とするということです。2番目、地域の実情の反映は最小限とし、実情の内容と根拠を明確にする。3番目、ICTの活用を前提として、規制は必要最小限にすべき、というこの3点です。

それぞれの趣旨を申し上げますと、民泊というのは住宅を活用した宿泊サービスです。住居専用地域でも提供されますので、常識的に住宅と言える範囲にとどめるという理由で設定された日数が180日です。これは全国で民泊提供可能な日数として定めたものですので、これを条例で自由に縮める、あるいは実際に宿泊した日数ではなくて予約可能日とする、あるいは連続した日とすることは認められないということです。

2番目の地域の実情の反映は最小限とし、実情の内容と根拠を明確にするという点につきましては、地域の条例によって民泊を推進するという新法の目的が骨抜きになることがないようにすべきです。具体的には次の3点。まず第1は、180日を原則ルールとし、特別な事情がある場合のみ例外として異なる日数の設定を認めることとする。第2、条例で制限する場合、「地域の実情」というのは何であるかが明示されるべきです。住環境の維持という住民の要望を踏まえたものであるのか、あるいはそれ以外の理由であるのかなど、法律の目的との関係において制限の根拠を明示すべきです。第3、民泊に関する条例が制定された場合は、民泊の所管省庁は、これをわかりやすい形で集約し、公表すべきです。

3番目のICTの活用を前提とし、規制は必要最小限にするという点についてですが、民泊サービスの最大の特徴は、御存じのように、ICT活用による宿泊ニーズのマッチングと総合的な利便性にあります。民泊を提供する側、宿泊客の双方がプラットフォーム上で評価し合うことで民泊に伴う問題点の解決を図ることが民泊の特質です。双方の状況の変化に対してリアルタイムの情報交換が可能ですし、変化の対応や利便性にすぐれております。本人確認もその他のSNSとの併用で可能になります。したがって、このICT活用を前提にして、規制は必要最小限にとどめるべきです。

以上3点を規制改革推進会議として要請いたしました。

来年度の予算案では、観光予算は倍以上に増額されます。民泊推進のための予算も確保されるとされておりますので、国の政策として民泊を推進しようとしているときに、新法をつくりながら、実質的に民泊が阻害されることにならないようくれぐれもお願いするということで、要請いたしました。

民泊については以上です。

次の議題でありますホットラインについては資料どおり承認されました。

それから、公開ディスカッションにつきましては、資料3をご覧ください。

公開ディスカッションは来年2月21日午後、合同庁舎8号館の講堂で、テーマは「介護サービスの提供と利用の在り方について」行うということで、異議はございませんでした。

介護に対してはいろいろな不安があります。介護サービスに対するニーズもいろいろあります。この公開ディスカッションは、なるべくユーザー側の生の声を聞き、それを受けとめることでよりよい介護サービスの提供と利用のあり方を私どもとして議論していくという趣旨です。

私からは以上です。

○司会 それでは、御質問のある方は、挙手の上、お名前、御所属を述べていただきまして、御質問いただければと思います。

どなたかおられますか。

○記者 民泊の関係で、180日は宿泊の実績とすべきと意見を出され、これは規制改革推進会議としての意見ということですか。

○大田議長 そうです。

○記者 その理由というのは。ほかにも宿泊可能日にするとかいろいろと意見がある中で、こちらを規制改革推進会議としての意見とした理由を教えてください。

○大田議長 民泊というのを全国展開する上で、住宅地で展開する、この住宅と呼べる範囲というのが上限180日と定めたわけです。これは、客を泊めた日数として180日になるべきであるというのが私どもの趣旨ですので、予約可能日あるいは連続していなければならないという形で、それを縮める合理的な理由というのは認められないということです。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかにございますか。

○記者 公開ディスカッションについて伺いたいのですが、先ほどユーザー側の生の声をなるべく聞きたいということだったのですが、具体的にはどういう方を想定されているのかということと、事業者のほうも当然入るのでしょうか。

○大田議長 きょうテーマを決めましたので、具体的にどういう方をお呼びして、どんな形式でやるかというのはこれからです。きょう私のほうからは、ユーザーや現場の生の声を聞きながら、問題点がクリアになるような進め方を工夫してくれということを医療介護保育ワーキングと公開ディスカッション担当の長谷川委員にお願いいたしました。詳細が決まりましたら、また発表させていただきます。

○記者 わかりました。

○司会 ほかはいかがですか。

○大田議長 よろしいですか。

では、本会議は今年最後になります。いろいろお世話になりました。

来年もよろしくお願ひします。

どうぞよいお年をお迎えください。

ありがとうございました。